

就学援助の対象となる可能性がある方

つぎの要件のうちいずれかに該当する方。

- ①前年度の４月１日以降に生活保護（教育扶助）が廃止または停止となった方
- ②国民年金の保険料の減免を受けている方（注釈１）
- ③国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている方（注釈１）
- ④児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑤申請年度において生活福祉金の貸付を受けた方
- ⑥世帯における前年の総所得が基準額以下の方（注釈２）

注釈１ ②、③については世帯員個人の所得額や減免、減額等の理由によって不認定となる場合があります。

注釈２ ⑥についてはＨＰ中の「認定基準額の目安」を参照して下さい。